

現場説明書

- 1 事業名称 松戸市立総合医療センター別棟建設事業に係る
基本計画・基本設計及び実施設計業務委託
- 2 事業場所 松戸市千駄堀993番地の1
- 3 説明事項
松戸市立総合医療センターの敷地内に別棟を建設（増築）する事業を行うに必要な基本計画・基本設計及び実施設計の業務委託を実施する。
- 4 事業概要
次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1) 本業務の策定
 - ア 別棟建設事業に係る基本計画の策定
 - イ 別棟建設事業に係る基本設計の実施
 - ウ 別棟建設事業に係る実施設計の実施
 - (2) 関連業務
 - ア 地質調査
 - イ 電波障害調査
 - ウ その他
 - (3) 支援業務
本業務において、受託者は次の各号に掲げる諸会議、契約事務等における支援業務を行う。
 - ア 会議報告及び説明資料の作成
院内会議への報告及び同説明資料の作成
 - イ 議会説明資料の作成業務
 - ウ 契約に係る図面の作成及び質問に対する回答の作成支援業務
 - エ 医療法等に係る対応方法、本業務の諸課題、懸案事項などに関する指導、助言を行う。
- 5 注意事項
次の諸点について、注意、配慮のうえ、業務を実施すること。
 - (1) 基本設計完了
令和4年11月30日までに基本計画を完了すること。ただし、工事費概算額については、次の期日までに算出の上、提出すること。
 - ア 基本計画の段階 令和4年10月31日まで
 - イ 基本設計の段階 令和5年2月28日まで
 - (2) 確認事項
基本計画に着手した時及び同計画の概要が確定した各段階において、次の諸点について確認をすること。
 - ア 松戸市における宅地開発事業等に関する条例に規定する事前協議承認書

イ 都市計画法に規定する開発行為許可書

ウ 景観法に係わる協議等

<注意事項>

1 関係図書の貸与

落札者は契約締結後、貸与資料とともに、書式データ・図面データ等をお渡しするのでCD-R等を管財課へ持参すること。

2 質疑回答

本事業に係る設計図書等に関する質疑は、質問の有無に関わらず、管財課まで電子メールにて送信すること。

なお、期日までに電子メールが送達なき場合は、質問がないとみなす。

(1) 提出期間等

ア 質疑提出期間

令和4年7月11日 午前9時 から

令和4年7月26日 午後11時 まで

イ 質疑提出先メールアドレス

松戸市立総合医療センター 事務局 管財課

mchkanzai@city.matsudo.chiba.jp

ウ 質疑回答日

令和4年8月4日までに電子メールで回答する。

<< 問合せ先 >>

松戸市立総合医療センター 事務局 管財課

小林、木元 047-712-0756

[メールアドレス：mchkanzai@city.matsudo.chiba.jp](mailto:mchkanzai@city.matsudo.chiba.jp)